

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 5 号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成 3 0 年亀山市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表生活文化部の部文化スポーツ課の款国体推進グループの項中
「（１）国民体育大会に関する
ること。」を「国民体育大会に関するこ
（２）全国高等学校総合体と。」
育大会に関すること。」

に改め、同表健康福祉部の部子ども未来課の款子ども総務グループの項中「第 2 0 条」の次に「及び第 3 0 条の 5」を、「第 3 0 条まで」の次に「及び第 3 0 条の 1 1」を加える。

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。